

## 制度見直しに伴う主な変更点について

	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日以降
情報提供が可能な申請目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護サービス計画の作成（介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成を含む。）</li> <li>2. 地域ケア会議における個別事例の検討</li> <li>3. 指定（地域密着型）介護老人福祉施設における入居に関する検討のための委員会での特例入居対象者の判定及び施設への優先入居対象者の判定</li> </ol>	<p>左記目的3に、  <b>“認知症対応型共同生活介護への入居申込者が認知症であることの確認”</b>          を追加。また、新たに、  <b>4. 認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした認知症加算の算定</b>          を新設。</p>
同意確認の方法	<p>下記のいずれかの方法で確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 川崎市介護保険閲覧等請求書内の委任欄</li> <li>2. 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄</li> </ol>	<p>下記のいずれかの方法で確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書の同意欄</b></li> <li>2. <b>要介護認定及び要支援認定に係る情報提供に関する同意書</b></li> <li>3. 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書の同意欄</li> </ol>
同意取得の方法	<p>被保険者本人の署名を原則とする。          署名が難しい場合は、被保険者本人氏名の記名と、代筆者の署名とする。</p>	<p>被保険者本人の署名を原則とする。          署名が難しい場合は、<b>被保険者本人氏名の記名</b>とする。</p>
交付方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 窓口での申請 ⇒ 窓口または郵送</li> <li>2. 郵送での申請 ⇒ 窓口または郵送</li> <li>3. オンライン手続での申請 ⇒ 郵送</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2については変更なし</li> <li>3. オンライン手続での申請 ⇒ <b>電子データの交付</b></li> </ol>